

## 第3回日野町議会臨時会会議録

令和4年5月27日

開会 9時10分

閉会 11時36分

### 1. 出席議員（13名）

1番	野 矢 貴 之	9番	谷 成 隆
2番	山 本 秀 喜	10番	中 西 佳 子
3番	高 橋 源三郎	11番	齋 藤 光 弘
4番	加 藤 和 幸	12番	西 澤 正 治
6番	後 藤 勇 樹	13番	池 元 法 子
7番	奥 平 英 雄	14番	杉 浦 和 人
8番	山 田 人 志		

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

### 3. 会議録署名議員

4番	加 藤 和 幸	10番	中 西 佳 子
----	---------	-----	---------

### 4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	堀 江 和 博	副 町 長	津 田 誠 司
教 育 長	安 田 寛 次	総務政策主監	澤 村 栄 治
厚生主監	池 内 潔	産業建設主監	福 本 修 一
教育次長	宇 田 達 夫	総務課長	正 木 博 之
税務課長	山 口 明 一	企画振興課長	小 島 勝
住民課長	山 田 甚 吉	福祉保健課長	福 田 文 彦
福祉保健課主席参事	芝 雅 宏	子ども支援課長	柴 田 和 英
長寿福祉課長	吉 澤 増 穂	農 林 課 長	吉 村 俊 哲
商工観光課長	園 城 久 志	建設計画課長	嶋 村 和 典
会計管理者	山 田 敏 之	生涯学習課長	加 納 治 夫

### 5. 事務のため出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	吉 澤 利 夫	議会事務局書記	奥 野 博 志
総務課主査	星 田 拓 臣		

## 6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 〃 2 会期決定について
- 〃 3 議第31号 専決処分について（日野町税条例の一部を改正する  
条例の制定について）
- 〃 4 議第32号 専決処分について（日野町国民健康保険税条例の一  
部を改正する条例の制定について）
- 〃 5 議第33号 工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良  
工事（その9））
- 〃 6 議第34号 工事請負契約について（日野町大谷公園野球場改修  
工事）
- 〃 7 議第35号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について
- 〃 8 議第36号 日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 〃 9 議第37号 令和4年度日野町一般会計補正予算（第2号）
- 〃 10 報第 3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めるこ  
とについて）

## 会議の概要

－開会 9時10分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。  
一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

開会前に皆さんにお伝えいたします。本臨時会は、新型コロナウイルスに係る感染予防および拡大防止の観点から、議員は議員席の間隔を空けて着席を頂いております。町当局の出席者におきましても、間隔を空けての着席をお願いいたしております。あわせて、全員マスクを着用しての発言を行うとともに、飛沫拡散防止のため、発言席にはつい立てを設置いたしております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

これより、本日をもって招集されました令和4年日野町議会第3回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

冒頭にも申し上げましたが、新型コロナウイルスに係る感染予防、拡大防止のため、議席の一部を変更したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、議席の一部を変更することに決しました。  
次に、町長より招集の挨拶があります。

町長。

**町長（堀江和博君）** 皆様、おはようございます。令和4年第3回臨時会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集させていただきましたところ、議員全員のご出席を頂き、誠にありがとうございます。議員の皆様方におかれましては、ご壮健にて議員活動にご精励を頂いておりますことに深く感謝と敬意を表す次第でございます。

新年度が始まり、はや2か月がたちました。初夏を感じる季節となってまいりました。この4月には町内小中学校の入学式、幼稚園・保育所・こども園などの入園式が行われまして、式典での子どもたちのはつらつとした表情からやる気、また期待をうかがえたところでございます。

また、4月25日には、職員が官製談合防止法違反などの容疑で逮捕・起訴されたことを受けまして、有識者による第1回目の検証会議を開催させていただきました。今後検証される結果を受け、町としてしっかりと対応をしまいたいと考えております。

5月2日・3日の日野祭は、新型コロナウイルスの感染拡大により、一昨年から3年連続での居祭りとなりましたが、伝統文化を継承していくという地域の方々の熱い思いの下、4基の曳山が巡行され、おみこしも担がれるなど、にぎやかなお祭りとなりました。

また、新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場における3回目の接種につきましては、おかげさまをもちまして、5月22日をもって終了させていただきました。町内の医療関係者の皆様、また、ご協力を頂きました赤十字奉仕団を含めて、関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。今後は町内の医療機関のご協力によりまして、個別接種の受付をさせていただいているところでございます。

さて、本臨時会に提案をさせていただきます議案は、専決処分2件、工事請負契約2件、条例の一部改正2件、一般会計補正予算案1件、専決処分の報告1件でございます。各議案につきまして十分なるご審議を頂き、適切なるご採択を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、加藤和幸君、10番、中西佳子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議第31号から日程第9 議第37号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか6件について一括議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。あわせて、日程第10 報第3号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）も町長の報告を求めます。

町長。

**町長（堀江和博君）** それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

日程第3 議第31号、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、日野町税条例の一部を改正する条例の専決処分を同日付で行ったものでございます。

今回の主な改正は、固定資産税の土地に係る負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5パーセントとするほか、所要の規定を整備するものでございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程第4 議第32号、専決処分について（日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を同日付で行ったものでございます。

今回の主な改正は、国民健康保険税の課税限度額を3万円引き上げるものでございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程第5 議第33号、工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その9））。

本案は、町道西大路鎌掛線道路改良工事を実施するため、同工事の入札を去る5月19日、9者による指名競争入札を行い、2億944万円をもって株式会社今井工業代表取締役、今井哲二が落札したので、工事請負契約を締結しようとするものです。

工事の内容は別添の参考資料のとおりで、工期は令和5年3月28日となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第6 議第34号、工事請負契約について（日野町大谷公園野球場改修工事）。

本案は、日野町大谷公園野球場改修工事を実施するため、同工事の入札を去る5月19日、13者による指名競争入札を行い、1億362万円をもって株式会社フジサワ建設代表取締役、藤澤正幸が落札したので、工事請負契約を締結しようとするものです。

工事の内容は別添の参考資料のとおりで、工期は令和5年1月31日となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第7 議第35号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、令和3年8月10日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

今回の主な改正は、令和4年6月および12月支給の期末手当の率をそれぞれ0.05月引き下げ、1.625月（年間で3.25月）に改定するものでございます。また、昨年12月支給の期末手当引下げ相当額は、令和4年6月支給の期末手当で調整する特例措置を設けるものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第8 議第36号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、令和3年8月10日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、町職員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

今回の主な改正は、令和4年6月および12月支給の期末手当の率をそれぞれ0.075引き下げ、1.2月（年間2.4月）に改定するものでございます。また、昨年12月支給の期末手当引下げ相当額は、令和4年6月に支給の期末手当で調整する特例措置を設けるものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第9 議第37号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第2号）。

本案につきましては、第1条のとおり、日野町一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ6,458万円を追加し、予算の総額を96億3,318万3,000円とするものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に伴う経費や、感染症の影響により厳しい状態にある方を支援するための給付金を支給する経費について、所要の予算措置を講じております。

それでは、詳細をご説明いたします。お手元の議案、議第37号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第2号）に添付をしております歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。説明にあたりましては、右側の説明欄のページで申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、7ページの歳入、第15款・国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金等を増額補正するほか、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業事務費補助金等を新規計上しております。

続きまして、9ページの歳出についてご説明をいたします。

第3款・民生費でございますが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業において、さまざまな困難に直面した方々への支援として、令和4年度に新たに住民税が非課税となった世帯等に対し、1世帯当たり10万円の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給するための経費を新規計上しております。

また、子育て世帯緊急支援事業では、低所得の子育て世帯を支援するため、児童1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を給付するための経費を新規計上しております。

続きまして、第4款・衛生費でございますが、会計年度任用職員人件費（予防費）および予防接種事業（新型コロナウイルスワクチン）において、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に伴う経費を増額補正しております。

10ページからは、給与費明細書などの附属書類でございます。

以上、令和4年度一般会計補正予算（第2号）の提案説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、日程第10 報第3号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告させていただくものです。

専決処分した内容は、令和4年1月1日午前4時30分頃、日野町大字松尾225番地2付近の県道中里山上日野線において、雪寒パトロール中、路面の凍結によりスリップし、県道の歩車道境界ブロックに衝突し破損させたことにより、令和4年4月5日に滋賀県知事との間で示談を成立させ、損害賠償の額を定めたものでございます。よろしくお願いたします。

**議長（杉浦和人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。なお、休憩中には議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には第2委員会室にお集まりをお願いいたします。それでは暫時休憩いたします。

－休憩 9時24分－

－再開 10時00分－

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議第31号から日程第9 議第37号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか6件についてを一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。

また、日程第10 報第3号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）も質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

13番、池元法子君。

**13番（池元法子君）** それでは、私のほうから何件かについての質問をさせていただきます。

まず最初に議第32号、専決処分の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定のところなんですけれども、課税限度額の引上げということで99万から102万に引き上げられた。中間所得層に対して、できるだけ負担がないようにという配慮をされてということだったんですけれども、先ほど説明を頂いた図を見てみますと、やはりいくらかの影響があるようなんですけど、どれぐらいの影響があるのかというのを教えていただきたいと思っております。

2つ目には、議第36号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について何点か質問をいたします。

1つは、このことで労使交渉はどのような状態だったのかということ。また、こ

のことは年度をまたぐことでもあり、令和3年度で退職された方には影響がないということでもあり、また、不利益不遡及の原則に反することではないのかという疑問があるんですが、そのことはどうでしょうか。また、このことに対しての職員の総影響額、それはどれぐらいになるのか。また、その人件費に対する補正予算はどこに上げられているのかをお尋ねいたします。

最後に、議第37号の一般会計補正予算についてなんですけれども、これは簡単な質問で、子育て世帯の緊急支援事業、これは低所得者層の子どもさんに1人5万円という説明だったんですが、この低所得者の範囲、非課税世帯とか何かそういうのが決まっているのか、それを教えて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 13番、池元法子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

税務課長。

**税務課長（山口明一君）** ただいま池元議員さんのほうから、議第32号につきましてご質問を頂きました。

今回の国民健康保険税の条例改正につきましては、限度額の引上げというようなところでございまして、医療分につきまして、現在63万円のところが65万円、このところは超過限度額ですね。要はその限度額を超えておられる世帯が、今現在で令和4年度の当初課税が6月になってからということですので、令和3年度末の状態で調査をさせていただいているんですが、その状態で21世帯ございました。それがこの改正後65万円に引上げになりまして、19世帯に減少したというような形でございます。超過限度額につきましては、その引上げに伴いまして約40万円の超過限度額の減になったということです。超過限度額が減になるということは、イコールお支払いいただく保険料が増になるというような形になるものでございます。

同じく、後期高齢の支援金分につきましては、超過限度額が19万円であったものが20万円に、1万円増額になったと、引上げになったということになってございまして、これの対象世帯が、従来は40世帯ありましたものが、引上げによって36世帯に減少したということです。金額のほうにつきましては、超過限度額が約37万円減になったと。

要は、限度額を超えたものが少なくなったということは、その分の保険料が高額所得者の方々に対しまして増になったというようなことでございまして、合わせまして保険料が約77万円増額になるというようなことでございます。

今回につきましては、令和3年度と4年度の国保税の税率の改正がございませんので、その分については高額所得者の方の国保税が少し増額になる方がいらっしゃるというような形になるものでございます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 池元議員さんのほうから、議第36号につきまして何点かご

質問を頂戴いたしました。

まず、1点目の労使交渉につきましてでございます。この間、日野町の職員労働組合と町執行側と申しますか、当局側との交渉の人事院勧告の考え方についてでございますが、これまでから上がるときも下がるときも人事院勧告を参考に、国に準拠した形ということで労使交渉を重ねてまいりましたので、労働組合として、引き下げを賛成ということではないというふうに判断しますが、これまでの経過から、労働組合のほうも致し方ないということで昨年度中に妥結して、確認書を取り交わしておるような状況でございます。

それから2点目の、例えば令和3年度に退職された方は在職されていませんので該当にならないと、そういう意味で不利益遡及にはならないのかというようなご質問であったと思います。こちらのほうにつきましては、今年度の、今お諮りしています条例で、令和3年度の人事院勧告を受けた期末手当の調整をするという特例措置を設けてさせていただくということです。この条例を承認いただくことで、そのような不利益遡及にはならないというふうに認識しております。

それから、職員の影響額についてでございます。こちらのほうは、年間でいいますと、30代の主任主事級の職員ですと3万5,000円ぐらい、それから、40歳ぐらいの主査級の職員ですと4万7,000円ぐらい、50歳ぐらいの管理職になってきますと6万3,000円ぐらい、これが年額です。昨年度12月に調整すべき分も含めて、今年度の賞与でマイナスするということになりますと、30代の職員ですと5万3,000円ぐらいになります。それから、40歳の職員ですとおおむね7万円1,000円、50歳ぐらいの職員ですと9万5,000円ですので、昨年度の6月の賞与にもらった分と比較しますと、それぐらいの額が影響してくるということで試算をしております。

あと、補正につきましては、今年度の当初予算を計上する中で、今回の人事院勧告も踏まえた中で試算をしておりますので、今年度の当初予算の中であらかじめ、そこを想定した中で試算した当初予算を上げさせていただいたようなことございます。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** 3点目の子育て世帯生活支援特別給付金の低所得者層の範囲についてご質問を頂きました。

範囲につきましては、4月分の児童手当または特別児童手当、特別児童扶養手当の受給者であって、令和4年度の当初課税におきまして住民税非課税である者に支給がされます。また、もう1点は15歳から18歳までの児童を養育している者、高校生の児童を養育している者が住民税の非課税である者。それともう1点は家計急変、コロナの影響で家計が急変したという場合に、非課税相当の状況になった場合に対象になります。

**議長（杉浦和人君）** 池元法子君。

**13番（池元法子君）** まず、議第32号のところなんですけども、中間層に対しての影響がどれぐらい、何パーセントぐらい影響があるのかというところ。今年度に関しては、もう高所得者のところだけにしか負担がかからないような話でしたけども、そういうふうに考えてよろしいんでしょうか。それとも、こういうグラフで表しておいてくれはるのでは、改正前と改正後にはこれだけの差があるというか、こういうふうに変わっていますので、それはどういうふうに考えたらいいのかというのを教えていただきたいと思います。

それと、議第36号について、労使交渉のことで、仕方がないという対応だったようですけれども、今かなり金額が高くなって、先ほど30代ではこれぐらいとか、50代でしたらこれぐらいということで、50代の方だったら10万円近いマイナスになるわけですね。こうなると、200人の職員さんで、平均して5万と見ても1,000万という金額になります。以前、藤沢町政の時代に労使交渉をされた場合に、組合側から、このことについては致し方がないけれども、そういう情勢の中で仕方がないけれども、この分については、例えばこういうふうに使ってほしい、福祉の関係に使ってほしいとか、教育に使ってほしいとかいうような、そういう話があったということだったんですけど、そういうことは今回はなかったのでしょうか。

また、この予算に対して、3月議会のときに予算として上げられているということでしたけれども、これ、議会で説明がありましたか、そのこと。なかったとしたら議会軽視みたいになりますし、普通は予算と条例改正を一体化して出すものですので、そこがどうだったのかなと思います。

**議長（杉浦和人君）** 税務課長。

**税務課長（山口明一君）** ただいま池元議員のほうから、議第32号につきましての再質問を頂戴いたしました。

先ほど、令和4年度については高額所得者の方のみ影響があるというようなお話をさせていただきまして、全協で説明をさせていただいた中間所得層の影響についてはどうかというようなことですが、日野町の場合、先ほども申しましたように、令和3年度と令和4年度については税率等の改正がございませんので、実際の税額については、令和3年度と4年度と、その方の世帯構成なり所得の内容が変わらない限り、税額も同じというようにお考えいただいて間違いはないかというように思います。

ただ、国のほうの制度設計につきましては、国保税全体をどういう形で集めていくかというような中で、厳密に、理論的なお話にはなるんですけども、今回、最高の限度額が99万円から102万円に上がったことによって、同額を集めるというようなことでしたら、高額所得者の方がそれだけたくさん納付を頂くということにな

りますので、当然、中間層の方は、若干その部分は抑えられるというような制度設計にはなっておるんですけども、今回の日野町の令和4年度の国民健康保険税という部分に関しましての変更は、中間所得層に関しての影響はないというようなことをご理解を頂きたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 議第36号につきまして、再質問を頂戴いたしました。

まず、組合との話し合い、交渉の中で、その減額分の用途についてということですが、特にその分をとというような、組合との交渉ということは聞いておりません。ただ、従来から日野町の職員労働組合は、住民の皆さんの幸福が最前提であるということで組合活動をされていますので、組合員の思いとしては、そこを大事に財源を活用していくということの本来の趣旨には変更はないというふうに思います。

それから、当初予算の考え方でございます。私の説明不足というか、言い方が間違っていたのかもしれませんが、議会を経てから当然予算に反映するということでは、そこはもう議会軽視ということではなくて、おっしゃるとおりでございます。ただ、人件費の考え方としまして、採用でありますとか退職も含め、当初予算を組む段階で積み上げていくという中で、そこを想定ということで計算していますので、例えば職員を1人採用しますと1,000万近い経費がかかりますので、そこら辺の大きな額も含め大枠で予算を組んでいますので、このことも想定した中で計算はさせていただいたということですが、議会を軽視して先に、それが前提でということではございませんので、私の言い方が。申し訳ございませんでした。

**議長（杉浦和人君）** 池元法子君。

**13番（池元法子君）** 今言いましたように、職員給与に関することというのは、まずやっぱり予算と条例というのは一体化して出すものであると思いますので、これからもそういう形を出して、今までもそういう形が出ていたと思うんですが、そうでないと分かりませんので、予算にどれだけ反映されているのかということが。

それと、先ほど、今回総額がどれぐらいなのかということは聞いていなかったんですが、大体どれぐらいかというのは分かりますでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 総務政策主監。

**総務政策主監（澤村栄治君）** ただいま給与条例の関係でご質問いただきました。

影響額の総額については、先ほども議論がありましたように、当初予算の中で一定、大枠の中では想定はさせていただいております。と申しますのは、当初予算編成の段階において、最終的にはこういった冊子を作るという中において、ほぼ間に合うだろうというのが私どもの、当初編成の段階においては、想定している中において、国のほうの動きも、かなり重要法案であるので優先的にするという情報も入

っていましたので、当初予算に間に合うという想定の中で、総額の中では一定考慮はさせていただいているという中で、具体的に申しますと、当初予算編成書の給与費明細書の中に、給与および職員手当の増減額の明細ということで、一般会計ベースで、職員手当で900万7,000円という減額がなされています。これは183人分でございますので、一般会計でいうと影響額は900万ということで、先ほど池元議員さんがおっしゃったように、おおむね1,000万近くあるかなと、このように考えております。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

2番、山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** それでは、私のほうから2点ほど質問させていただきます。

議第33号、工事請負契約（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その9））についてと議第37号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第2号）についての質問をいたします。

まず、1点目の工事請負契約ですが、町道西大路鎌掛線道路改良工事、非常に進捗していてうれしく思っていたんですが、私はまず3月議会の一般質問において、町の入札に関するコンプライアンスを質問していきましました。今回、この入札結果の公表、まだ町のホームページには、今朝見たんですけど、載っていません。9者に募集をかけて何者応募されたのか、そして金額の差で落札されたのか、要は同額の結果になっていないのかとか、そういうところを知りたいです。また、この入札に関して、現場確認もされてからの入札をちゃんとされているのか、そういう状況をまず確認させて下さい。

同じく、町道西大路鎌掛線道路改良工事について、5月23日に開催された議会運営委員会と、今朝の全協でも道路整備事業全体工程の話をしていただきました。非常に楽しみにしていた矢先に、当初令和9年度であったものが、昨年、産建委員会か何かで、高井課長からの口頭答弁で、これは3年遅れで令和12年になるよという話をされました。今回、さらに遅れて令和15年度になるということを明確にされました。工事費においては十数億円プラスになるともお聞きしました。私は2度にわたる工期の遅延の話を聞いて、大変ショックを受けています。一度ならまだしも、直近で2度の工期の変更と、これはいかななものかなと。よっぽど想定が甘かったのかなということも思います。ただ、こういうふうに判明した以上、この西大路の区間の詳細設計が完了したことで土地が軟弱やとかということが分かってきたものなのか、そういうことを先ほどお伺いしましたけれども、そういうところを改めて確認をさせて下さい。

それと関連して総工事費の件ですが、当初、私は20億円ぐらいということを知っていて、プラス十数億円の増、30億円を超えるのではないかと思ひ、果たしてこの

工事が国の社会資本整備事業でお金がついてくるのかということが心配になりました。そこで確認なんです、この社会資本整備交付金事業、これ、先ほど雑談の中で、年間予算が決まっているんやとかいう話をちょっとお聞きしたんですが、その工事を進捗する上での社会資本整備事業の仕組み、要は総事業費が決まっていて、何年計画でやるから何ぼずつ年間お金を下さいと国に要望しているのか、もう予算ありきで、予算が決まってきたから2億ずつ入ってきて、その分今回、5年も6年も遅れるとか、どういう形でこの事業が行われることになってきているのかというところを教えてくださいたいと思います。それがまず1点目。

次、2点目、令和4年度日野町一般会計補正（第2号）の中で、予防接種事業として4回目のワクチン接種事業が行われるということを伺いました。開始時期は3回目接種から5か月を経過した人からなので、おおむね7月からと想定されますが、どのような予定なのか、対象者は高齢者の方や基礎疾患をお持ちの方なのか、どのような範囲で想定されているのかお聞かせ下さい。

私は議会ごとに新型コロナウイルスの対応で一般質問をしており、その中で副反応の状況を確認させてもらっています。現時点での町への健康被害、救済制度の発生はしていないのか状況を教えてください。

あと、4回目のワクチン接種は、どちらかといえば重症化予防の目的の度合いが高いと言われていています。3回目のワクチン接種において、感染はするものの比較的軽度で済んだという声も耳にしており、これが実態なのかとも思っています。このような状態で5回目、6回目といつまで続くのかなとちょっと心配しています。今後追加で発生した場合、町は今の集団接種会場での接種をしようとするのか、その点をお伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 2番、山本秀喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

**総務課長（正木博之君）** 議第33号の町道西大路鎌掛線の道路改良工事の入札について、まずホームページ等ですが、ただいま準備をしておりますので、もう間もなく公表させていただけるかと思えます。

入札につきましては9者へご案内させていただきました、8者応札いただきました。落札いただきましたのは今井工業さんということで、先ほどの落札価格でございます。失格が2者ございました。応札いただきましたのはあと5者ということで、もう1者同じ落札価格がございましたので、次点の方とは同額ということになります。ですので、くじで今井工業さんになったということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** 山本議員のほうより、議第33号に関しまして数点ご質問いただきました。

まず工事、入札にあたりまして現場説明等を実施したのかということにつきましては、現場のほうにつきましては担当がどの辺りかということとは分かりやすく明示させていただいておるんですけども、現場説明としては実施しておりません。

続きまして、工期が12年ということで、高井課長のほうからお聞きされて、今回15年になるというようなことでございます。大変申し訳ございません。12年という部分につきましては、事前に詳細設計が終わりましたので、前課長が、少し見込み的な部分で事前にお知らせさせていただいたようなことと認識しております。

続きまして、事業費等が膨大になり、あと、また事業年度が遅延するというような部分につきましては、詳細設計の中で分かってきたというようなことでございます。詳細設計の中で、のりを切っていくところとか構造物を入れるような場所につきましてボーリング調査を実施した結果、非常に地盤が軟弱であるというようなことで、そのようなことに至った状況でございます。

それから、交付金の社会資本整備総合交付金を活用しているわけでございますが、交付金につきましては、全体的な事業費という部分で、町で実際にやっていた規模というの、年間おおよそ2億程度ということになります。ですので、以前ですと5,000万ぐらいからしてきておりましたが、この間、国土強靱化による集中的な国の方針もございますので、そういった中で、近年2億前後の金額を要求させていただいているというような状況になっております。ただ、こちらも、つきがよかっても、町として、現在の状況では2億程度いうところが限度になってくるのではないかと考えているところです。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（福田文彦君）** 山本議員のほうから、議第37号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第2号）に係る予防費の中で、新型コロナウイルスワクチン4回目接種の関係でご質問いただきました。

まず、4回目接種につきましては、オミクロン株が終息しない中で、今後の再拡大も念頭に置きつつ、3回目の接種後のワクチンの有効性ですとか、あと持続期間、また現時点までに得られている4回目接種の有効性・安全性の知見、それから諸外国の対応状況を踏まえて、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として4回目の接種を位置づけられているというところでございます。

ご質問にあった開始の時期ということでございますけれども、3回目の開始が2月1日から集団接種で始めさせていただきました。集団接種ですので、一定人数を固めて接種をさせていただきたいという思いがございますのと、ちょっとまだお医者さんですとか看護師さんのスケジュール、今調整している段階でございますので、いつから始められるということは申し上げにくいんですが、7月上旬からは始めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

また、対象者につきましては、今回、4回目の接種につきましては、3回目の接種を終えられている方で60歳以上の方、続いて18歳以上60歳未満の方で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いとお医者さんが認められる方、この2種類の方が対象となっているところでございます。

続いて、町の副反応の関係のお申出の関係でございますけれども、現在2件の申請があり、1件の方はもう給付がされておるというところでございます。1件につきましては、今現在、県を通して国のほうで審議をされているところかなというふうに思います。あともう1件ご相談のほうを受けているというところでございます。

あと、この4回目の後、5回目、6回目、どうしていくんだというご質問でございます。4回目につきましては集団接種のほうで実施をさせていただくというところでございますけれども、5回目等につきましてはどのような接種の状況になるのか、まだお示しはしないところでございますけれども、この5回目以降に向けて、ちょっと医師会の先生方とまたご相談もさせていただけたらというふうに考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** それでは、再質問させていただきます。

まず、工事請負契約の件ですけれども、入札の関連で、今回こんな大きな工事にもかかわらず、現場説明をしていないということをお聞きしてちょっとびっくりしたんですけど、要は入札をかけられるときに、私らも知っているのはこの参考資料で工事内容、6点ほど書かれていますよね。施工延長が545メートルやろうと、こういう一式と、ほかに膨大な資料があるわけですよね。そやなかったらそんな入札価格って分からないと思うので、そういう状況をちょっと教えてほしいなと思います。要は現場説明、2億もお金がかかる工事なのに、現場に行って説明しないというのはいかなものかと思ったことなので、それに代わることはちゃんとやっているということをここで言うておいていただきたいと思います。

同額が2者やということですが、これ、前回は同額があるということなので、そういう標準計算式があって、それは致し方ないという話だったんですけども、これだけ大きな工事でも同額になるんやなとふと思ったので、そこは答弁結構なんですけども、そういう可能性もあるんだなということも認識させていただきました。

2点目の、今の予防接種事業に関連して、4回目の接種は対象者を先ほど言っていたけども、エッセンシャルワーカーと言われる方々については、今回はもう接種対象にはならないということでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** ただいま山本議員より、議第33号に関しまして再質問いただきました。

現場説明の関係でございますが、土木工事に関しましては、基本的に入札に際しまして仕様書のほうを配付させていただきます。こちらのほうがかなりしっかりしたものとなっております。これだけの分厚さにはならないですけれども、歩掛から数量計算までというようなことで一式つけた形、あと特記仕様をつけてさせていただきますので、一般的には現場説明はしないというようなことになっておりますので、よろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（福田文彦君）** 4回目のワクチン接種につきまして、対象者、エッセンシャルワーカーはどうかということでございます。今回、4回目の接種につきましては、国のほうから対象者として示されているのは、先ほど申し上げさせていただきましたが、60歳以上の方、それと18歳以上60歳未満の方で基礎疾患を有する方、また重症化率が高いとお医者さんが認める方となってございますので、それ以外の方は現在のところ接種対象とはなっていないというところでございます。このことにつきましては、国の説明会でも、引き続き対象者等については様々な情報を収集しながら検討するという言葉も頂いておりますので、現時点ということになるかと思えます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

11番、齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** それでは、私のほうから2議案について質問いたします。

1つ目に、議第31号の日野町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。その中の付則第12条のところの固定資産税の減税について、これはコロナ対策の減税として、商業地に対する減額ということですが、日野町における商業地に該当するところはあるのか、商売をされているところを商業地とするのか、その辺の対象を教えてください。そして、また日野町におけるその影響というのはどうあるのかということをお願いしたいと思えます。

2つ目に、議第37号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第2号）についてあります。2点お伺いしたいと思えます。子育て世帯緊急支援事業であります。これはコロナ感染症の影響により厳しい状況にある方の暮らしや生活を支援するため、低所得者の子育て世帯に児童1人当たり5万円を、国からの子育て世帯生活支援特別給付金を給付する事業であります。先ほども質問ありましたが、これに当たる支給対象者のほうからの申請は必要なのかどうかということをお願いしたい。そして、また支給者に支給されるのは、日野町においてはいつ頃になるのかをお願いしたいと思えます。

2つ目の予防接種についてあります。これは新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種に伴う経費であります。これの対象者については先ほどお伺いをいた

しました。それで、ワクチンの種類なんですけど、4回目にあたってはファイザーとモデルナの配給の割合ということで、どういうことになるのかなど。要するに、モデルナのほうあまり人気がないということであるんですけど、その辺、4回目にあたってはどうかという思いです。それと、4回目の接種になると接種率が低下することが予測されるわけですけど、どのように見込んでおられるのか伺います。そして、3回目の接種について、ワクチンの有効期限切れが発生し、廃棄された自治体があるとお聞きします。日野町においてはどうかであったのか教えていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 11番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。

税務課長。

**税務課長（山口明一君）** ただいま齋藤議員さんのほうからご質問を頂きました。

議第31号の税条例の改正の中で、付則第12条の部分についてのご質問ということでございます。この部分につきましては、コロナの対策というようなところで、景気回復を万全に期するということと激変緩和の観点から、令和4年度に限りそういうような上昇幅を、本来5パーセントであるものを2.5パーセントとするというような措置が取られております。

日野町に該当があるのかというようなところでございますが、日野町の中で該当の箇所としましては松尾地先のフレンドマート周辺、そこが該当になるというようなところでございます。商業地区というような位置づけになってございまして、地目でいいますと宅地の非住宅というところと、それから雑種地がございまして、筆数でいうとフレンドマート一帯の、大きいもの、小さいもの、いろいろございますんですが、全部で130筆ほどの対象の土地がございまして、その中でほとんど、100筆強が宅地非住宅でございまして、20筆強が雑種地というような内容になってございます。

その部分の影響の金額につきましては、本来の税額が5パーセントというようなところと、それから今回2.5パーセントというところの差額という形になるんですが、条例の内容のご説明もさせていただきましたとおり、一定その評価額の60パーセントを超えると60パーセント相当にするという分がございまして、単純に5パーセントと2.5パーセントの差ということにはならないという形になりまして、その辺りを計算しますと、約22万円ですね。130筆ほどで22万円の今回は影響額、要は減収になるというような結果になったものでございます。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（柴田和英君）** ただいま議第37号、一般会計補正予算について、子育て世帯緊急支援事業についてご質問いただきました。

まず、1点目の支給対象者の申請は必要かどうかということのご質問に対してで

ございますが、4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の受給者であって、住民税、令和4年度非課税である方につきましては、こちらのほうの申請不要ということで、一括給付をさせていただきます。そのほか、15歳から18歳までの児童を養育している者が非課税である場合には申請を必要としております。それともう1点、家計が急変をして、コロナの影響で住民税非課税相当になったという場合にも申請を必要としております。

それと、2点目に、いつ頃に支給ができるかということでございますが、今申しました申請不要の場合でございますが、今のところ、予定ではシステム改修等で、その改修に期間を要しまして、おおむね6月いっぱいぐらいはその改修にかかるというふうに聞いておりますので、それから申請の郵送とか、また必要ないというような辞退届等も一応手続上していただく関係がございますので、そこに期間がかかります。できる限り7月中をめどに支給開始を目指したいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（福田文彦君）** 引き続きまして、同じく議第37号の令和4年度日野町一般会計補正予算に係ります予防費の中のワクチン接種の関係でございます。

まず、4回目接種に係るワクチンの種類でございますが、ファイザー社のワクチンとモデルナ社のワクチンの2種類を使わせていただくということでございます。ただ、この供給割合でございますが、国から滋賀県のほうに示されています予定供給量につきましては、供給量の21パーセントがファイザー、79パーセントがモデルナということになってございます。町のほうの実際の接種はファイザーのほうが多かったんでございますが、現実的に、ワクチンについてはモデルナが多いということで、モデルナのほうを打っていただくための、こちらも努力をしていかなあかんのかなというふうに思います。

また、併せて接種率がどれぐらいかということもご質問いただいたところでございます。3回目につきましては、現時点で62.7パーセント程度の接種でございますので、若い方もおられますので、接種率の全体としては下がるのかもしれませんが、次は高齢の方なので、今よりは上がるのかもしれませんが、そこへ向けては努力をさせていただかなあかんのかなというふうに思います。あくまで希望される方が接種されるということが前提でございますので、それも踏まえて町のほうでは接種を希望される方が打てるという環境はつくっていかなあかんのかなというふうに思っているところでございます。

続いて、有効期間切れの廃棄されるワクチンでございますが、日野町にも廃棄させていただいたワクチンがございます。モデルナのワクチンについてでございますが、有効期限が2022年5月25日までのワクチンにつきましては29バイアル、接種回数

でいうと1バイアル15回分で計算をさせていただきますので、435回分の廃棄をさせていただきますところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** それでは、再質問させていただきます。

1つ目の議第31号についてでありますけど、コロナ対策における経済対策も含めての、活性化の上での固定資産税の減税ということではありますが、日野町においてはあまり影響が少ないというような回答やったかと思えます。商業地に当たるところはフレンドマート周辺ということで、商店という、旧来、日野町の商店街なりそういった商売をされているところが該当するのかなというふうに思ったんですけど、その辺、少し国の対策としてのところが、あまりにもその効果がないというような減税対策かなというふうには思います。その辺のところ、町としての思いとか考えをお聞かせ願えればというふうに思っています。

それと、子育て世帯緊急支援事業でありますけど、これ、システム改修等で時間がかかるということではありますが、できるだけ早くということでの給付することができるようをお願いしたいというふうに思います。

それと、予防接種のワクチンでありますけど、日野町においても廃棄があったということで、これに対して、貴重なワクチンであり、これを無駄にせず有効に活用するという観点からも、有効期限に対する対策というのを、日野町でも何らかの形で対策なり対応されたかなというふうに思うんですけど、どのような対応、廃棄を少なくすることがそれによってできたのかどうかということもお聞かせ願えたらというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 税務課長。

**税務課長（山口明一君）** ただいま再質問を頂戴いたしました議第31号の土地の軽減につきまして、コロナの影響を受けておられるという部分でいうと、フレンドマート周辺以外にもというようなところのご質問だというように受け取っております。

今回の条例改正につきましては、国の地方税法の改正に伴って条例改正をすることで、特に町独自の内容ではない全国一律の改正というようなことをご理解を頂きたいというふうに思うんですけども、日野町の現状で、そもそも毎年負担調整で5パーセント上昇していくという位置といたしますか、日野町内の地区は、おおむねフレンドマート周辺の地区、商業地区になるんですが、その辺りだけに今現在なっておるんです。それ以外の旧の商店街の辺りにつきましては、先ほどお話しをしましたように、評価額が60パーセントを上回る場所については60パーセント相当とするというところで、いわゆる頭打ち状態で、上昇というのは5パーセント上昇を本来していくんですけど、そこがもう上昇するマックスのところまで来ているというような状況でございますので、先ほどご指摘を頂きました旧の商店街などに

つきましては、税額の上昇は、全てないということではないんですけれども、今年度の内容を見ている限りでは、ほぼほぼ横ばいかもしくは下落傾向というように考えております。

こういう土地が全国どこでも、特に日野町についてはなかなか上昇の期待ができないというような状況の中で、唯一少しずつ上昇しているのがフレンドマート周辺。これから何か新しい開発等があってその土地の値打ちが上がるというんですか、そういうようなことが起こらない限りは上昇はないということで、前もちょっとお話しさせてもらったかもわからないんですが、コスモスラーラ等、そういう新しい開発があればそこは当然、その地区自体の評価が上がってくるということで、土地の価格の上昇があるかというふうに思うんですが、それ以外のところは現在、ほぼ横ばいかほとんどが下落しているというような状況でございますので、先ほど申しましたようにフレンドマート周辺が唯一上昇が見込まれるというようなところが、今回その上昇幅が2分の1、5パーセントが2.5パーセントになったというようなことをご理解を頂きたいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（福田文彦君）** ただいま齋藤議員のほうから、廃棄したワクチンに対して何か対策を打ったかということでございます。

特別、例えば県が今やられておりますような、接種券を持たずに接種に来られたら打つというような特別な対策は、町としては行ってこなかったというところがございますが、今回やはりモデルナのほうの副反応、発熱があるとかいうことで、なかなかやっぱりお休みが、1回目、2回目の接種とはちょっと環境も違って、打って休めないということも声として聞いておりましたので、予約のスケジュールを組むときに、できるだけ早くモデルナをお示しさせていただくこと、それと次にお休みをわざわざ取っていただかなくてもいいように金曜日、土曜日をメインにモデルナを入れさせていただいたというような、予約の段階でちょっと工夫はさせていただいたんですけども、特別な対策といったものは打たせていただけていないということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** ワクチン接種については4回目、また減ってくるというか、接種率が下がる見込みがあると思うので、廃棄のないように対応していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

6番、後藤勇樹君。

**6番（後藤勇樹君）** 私は1点だけお尋ねしたいと思えます。議第33号の工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その9））に関連してお尋ねしたい

と思います。

先ほどの2番、山本議員のご質問の中にもこの路線についてのことがございましたけれども、先日、議会運営委員会のほうで説明を受けまして、予定していた路線が軟弱土壌であったようなことの原因で、令和9年供用開始予定が、今まだ予定ではありますけど15年になりそうだとということで説明を受けました。

地図といいますか図面も頂いたわけですがけれども、これ、今問題になっております、軟弱土壌と言われる西大路の辺りですね。これ、地籍調査をされた時期が平成28年から令和元年にかけてということで、今の堀江町政になる前の藤沢町政時代の地籍調査だったと思うんですけれども、そもそもこの土地が軟弱であるかどうかというような、物すごい根本的な部分だと思うんですけど、これは何のための地籍調査だったんですかね。地籍調査をした上で、できると判断した上で今頃分かったって、非常に私は疑問に思うわけですが、素人だからそう思うのかもしれませんが、この辺をお尋ねしたいと思います。

特に、そのための調査をしたことが無駄になっているんじゃないかを感じるわけですね。調査費用もかかっていると思います。できればこの部分の調査費用がどれだけかかったか教えていただきたいと思いますし、まだ詳細設計はできていないにしても、その当時に概略の設計をされたからこの路線が、想定の地図ではありますけれどもあるわけですし、それにもいくらか費用がかかっていると思いますし、役場職員さんもそのために労力、時間、使っていらっしゃるわけですね。どういうことだったのか、その辺も具体的に教えてほしいと思います。

また、この説明を読んでおきますと、日野川ダムの貯水区域への道路整備に伴い、特殊工法による整備が必要になったためとか、日野川の橋梁延長は河川許可の条件により橋長が延長されて橋脚が追加となったためとか、幾つか挙がっておりますけど、このようなものは条例、法律に基づくものですので、あらかじめ分かっているんじゃないんですかね。この辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 6番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。

建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** ただいま後藤議員のほうから、議第33号、町道西大路鎌掛線道路改良工事に関しまして、いくつかご質問いただきました。

まず、議員のほうから、地籍調査ということでございます。地籍調査につきましては土質の調査をするもの、いわゆるボーリング調査ではなくて、地籍調査はそれぞれの土地の面積と境界を確定するものでございますので、ちょっと誤解が生じておるのではないかと思います。この地籍調査につきましては、日野町でも今、西明寺地区等でお済みして、そういった部分で面積、境界のほうを確定しているというようなことになっております。当時の地籍調査に関しまして、ちょっと事業費

的な部分については現在数字を持っておりませんので、申し訳ございません。

それと、ボーリング調査自体につきましては、この道路のルートの方を決定する順序としまして、概略設計等させていただいて、法線を決めていきまして、いくつか案を見ながら進めてくると。実際の細かいボーリング調査等については、当初4か所程度しておるんですけども、細かい土質、のりのところの土質とか、そういった調査というのは、一般的に詳細設計という段階になりますので、正直、ルートを決してから部分につきましては、これまでの町の道路を造ってきた中での経験とか実績とかを踏まえた中で一定、鎌掛工区につきましても通常ののりを切るというだけで済んでおりますので、そういったことで進めてきたというようなことになっております。

また、河川区域とかダムの貯水池の関係でございますが、一定対策は必要になってくるかとは考えておりましたが、実際に工事に向けて詳細設計をする中で細かい河川協議をしていくことになりますので、そういった中で、当初、河川区域というのはこの範囲であろうということで進め、一旦は確認とかもしながらしているんですけども、具体的に詰めていきますと、やはりそういった部分でも県との認識の違いとか、実際に境界がここまでやというようなことで変わってきているようなことでございますので、ルートを決めて概略設計している段階では通常出てこないような状況になっておったのではないかと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**6番（後藤勇樹君）** 調査については了解いたしました。ただ、この路線というのは、もうお分かりのように、土山蒲生近江八幡線と並んで、国道1号のダブルネットワークとしても機能する非常に重要な路線であるというふうに私も認識しております。ですので、単なる物や人の動きが、利便性が上がるというだけじゃなくて、南海トラフ大地震がいつ来るか分からない、あした来てもおかしくないというようなこういう状況にあって、やっぱり一日も早い完成、供用というのが求められているというふうに思いますし、住民さんもそれを願っていらっしゃるというふうに思います。となりますと、これ、令和15年見込みといっても、現実にはもっと延びる可能性も十分あるわけですけども、一日も早く供用開始を行うためには、例えば、今朝の全員協議会で議長もおっしゃっていましたが、もう少し西のほうに振るとか、新しい法線を考えていく必要もあるんじゃないかなというふうに思うんですね。いつか完成すればいいじゃなくて、やっぱり災害対策を考えますと、そういう必要性が非常に強いというふうに思います。この辺について何か計画をお持ちかちょっとお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** 町道西大路鎌掛線の関係で再質問いただきました。今

後の部分でございます。

今回、完了年度および事業費がかなり大きくなったという部分につきまして、まず昨年度末に詳細設計が完了しております。当然、この路線につきましては町の中でもやはり重要度の高い路線ということでございますし、議員皆様からのご心配いただいているというところでございまして、詳細設計に伴います概算額につきましても、設計がまとまってという数字になっております。当然、後藤議員がおっしゃいましたとおり、ルートの見直しとか、また工法の部分につきましてもいろいろと工夫する余地があるかと考えておりますので、十数億という部分につきましても、やり方次第でもう少し節減できる部分はあるのではないかとというふうにも考えておりますので、今後につきまして、そういった部分も再検討をしながら進めていきたいということでございます。

当然、町の工事ができる限界というのが、年間が大体2億ということになります。そういったことになりますので、近年、交付金もたくさんついてきておりまして、繰越もしながら、当該年度の予算も消化しながらということで2億程度となっております。そういった部分もございまして、今後はそういった部分につきまして再度検討し直していきながら工事のほうを進め、一日も早く完成するように努力していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**6番（後藤勇樹君）** その辺は十分にお考えいただいて、ご対応いただいているものとは信じておりますけれども、国のほうも国土強靱化、5年延長されたといわれていますもう4年ですし、これ、いつまでもあるわけではございませんので、補助もどれだけ出るか、今後予想もつかない状況でもございますので、ぜひしっかりご対応いただいて、一日も早く完成しますように私も願っておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

1番、野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** 私のほうから、議第34号、工事請負契約について、大谷公園の野球場の改修について、大きく2点お聞きしたいと思います。

1点目、国スポという観点からなんですが、この改修自体が国スポをするためで、軟式野球が日野町の会場になっているということが事の発端だとは思っているんですが、そこで、建設計画課が公園の担当ではあるんですけども、運営は多分生涯学習課が行うと。ほんで実際、現場でするのは野球なので、軟式野球連盟が絡んでくると。そういうようなときに、今回の工事内容はそのようなところが全て内容を把握されて、もしくは要望、例えば国スポを満たすための規定というのは当然あると思うんですけども、それとプラスアルファで現場の声みたいなものがあるかと思

います。そういったことがこの工事内容、小さい額じゃありませんので、大きなこの工事に反映されるような連携の仕方ができているのかどうか。また、それに伴って今後のそういった運営とといいますか、国スポへ向かっていくような連携とか国スポへの体制づくりみたいなものがもし分かれば教えて下さい。

次に2点目です。2点目は、この大谷公園野球場がとても、機能面においても、恐らく見た目においてもすばらしい工事になるんじゃないかと想像しているんですけども、そういったときにミニスポーツが、スポ少とかが野球場を使ったり、大谷公園のところを使うと思うんですけども、そのときに、そういうスポ少はこの野球場を無料で使われているのか、もしくはスポ少でも規定の料金で使うというような流れになっているのか。子どもは、町内にあるすばらしい施設は、できる限り活用していくのがいいんじゃないかなと思っているんですが、その現状を教えてください。

**議長（杉浦和人君）** 1番、野矢貴之君の質問に対する当局の答弁を求めます。

生涯学習課長。

**生涯学習課長（加納治夫君）** 野矢議員よりただいま質問いただきました大谷公園球場につきまして、これまで整備するまでに何らかの協議とか行われたのではないかとということでご質問いただいたと思っております。

設計のほうは昨年度行われておりますので、設計を行うその前の年に、実をいいますと県の野球連盟さん、それから国スポの担当者、町の担当者が現場のほうで確認をし合ひまして、整備状況についてということで、国スポのほうよりこういうふうにしなさいというような要望を頂いております。その中の要望でいきますと、野球は日野町だけではございませんので、他市町もございませぬ。その中では、全共通の項目として、球場内のフェンスのラバーの設置をしなさい、ベンチ前のフェンスおよびベンチ内床のラバーを設置しなさい、球場全体の排水溝の蓋へのラバーをしなさい、球場内のフェンスの間隔の隙間を封鎖しなさい、球場の土と芝生の段差の消失をしなさい、障がい者の観覧スペースの確保をしなさい、障がい者および女性用のトイレの整備をしなさいというような共通の項目を頂いております。

もう1つは、日野町の大谷公園球場についての指摘事項でございます。両翼の再測定、現在90メートルしかございませぬ。本来ですと91メートルないと駄目なんですけども、91メートルを確保できないので、その分フェンスの高さを上げなさいということで、2メートル上昇するということで、現時点よりちょっと高くなるというふうな対応をさせてもらっているところです。フェンス部分にラバーの付設をするということと、あと、ブルペンの設置をする、本部席を拡張する、それから、バックスクリーンについては大きさの確認ということで、必ずしもしなければならぬということですけども、今のバックスクリーンでも状況的には構わないというよ

うな指摘を受けております。

また、野球連盟のほうの、いわゆる国スポの最低限の球場ということで、それ以上のものということは、今回に関しては正直なところ、詳細設計の中では含まれていないということでございます。あくまでも国スポを安全に、選手のためにどうすればいいかというようなところでの設計にとどまっているところでございますので、ご了解のほどいただきたいなというふうに思います。

あと、国スポをこれから盛り上げていかなければならないというところで、野球連盟さんとは近々また協議をしていながら、どのように盛り上げていかなければならないかということは重々承知しております。ですけれども、野球だけでございまずので、日野町が協議するのは、それ以外のスポーツの底上げ、それからスポーツをされていない方を、どうやってスポーツを盛り上げていくかというところは、今後どうしていかなければならないかということは協議をしているところではございますので、その辺ご理解いただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** 野矢議員のほうの2点目の質問としまして、いわゆるスポーツ教室、少年スポーツ等の使用料の関係についてご質問いただきました。

現在、大谷公園につきましては、スポーツ広場も含め、スポーツ教室に使っていただいております。こちらにつきましては、料金については有料ということでさせていただいております。いろんな面で、振興という部分でいきますと、そういった部分も大変有効なことかとは思いますが、現時点では有料と。ただし、いわゆる特例の申込みということで、一般の方よりは早く使用のほうを申し込めるというような対応をさせていただいておりますので、優先的に一定使っていただけるという措置がされておりますので、当然町内の方に特に使っていただけることということで対応させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** 両方とも再質問をいたします。

1点目なんですけど、ごめんなさい、私のほうが先に質問に入れておけばよかったんですけども、ナイター設備が工事に含まれていないかと思うんですけど、野球連盟のほうの方々、あと軟式野球のほうでも、公式の野球をするには大谷公園のナイターが暗過ぎるから規定を満たさないというようなことを聞きました。今回の国スポがナイターに係るかどうかというのが、私も正確なスケジュールは分からないですけども、その辺が、もしどうするかというのがあれば教えていただきたいなと思います。というか、考えていただきたいなと。

2点目なんですけど、スポ少なんですけども、やはり子どもたちが、特に町の活動、

出していただいている活動として、子どもたちができる限りいろんなスポーツを家庭環境に関係なくできると、それがスポ少なり、カルチャー教室もそうですけども、とても貴重な機会だと思うんですよ。なので、そういうところに対して、日野町って場所や施設の使い方のルールが結構厳しいと私は思っていて、その辺を見直してもいいんじゃないかなと思っています。そこに対して、今日なぜ言っているかといいますと、この大谷公園の改修が1月31日に終わるという工期であれば、今から半年ぐらいですよ。なので、そのようなことを考えていただくとすると、もう考えていただき始めて、公共施設の有効利用というような観点からも、どうすればみんなが気持ちよく使え、また未来につながっていくのかというような教育の観点からもぜひ考えかけてほしいと思っているんですが、いかがでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（加納治夫君）** 野矢議員より再質問いただきました。

未来の子どもたちのためにというようなことで、使用料とかそういうものをちょっとずつ安くしていったいいのではないかという、そういうご提案でよろしいでしょうか。おっしゃるとおりかなというふうにも思います。今までの町が取ってきた政策の中で、実はというと、等しく皆さんから費用を頂いて、誰も公平にというような観点で費用を頂いていたというのがございます。ですから、これはわたむきホール虹の使用料とか、公民館の使用料とか、様々な部分でいろいろ影響してきます。大谷の球場だけではないというふうに理解しておりますので、今の時点でどうするかということははっきり申し上げることはできないかなと思いますが、野矢議員の観点を含めて議論を深め、子どもたちがスポーツに関われる環境をどういうふうに整えていくかということを議論していきたいなというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** 野矢議員のほうより、大谷球場の改修につきまして、ナイター設備の関係でご質問いただきました。

まず、今回の国スポにつきましては、予選が2試合ほど行われるということで、夜間は使わないということで、国スポの関係でのナイター使用ということになりますと、照度の関係とかで規定を満たさないようなことになるようでございます。ただ、昼間にされるということで、今回の改修は不要ということになっております。

それとナイター設備、現在、大きな照明が4基ほどあるかと思っております。現時点では照明灯について一旦、いわゆる水銀灯ではないというようなことでの把握はしておるんですけども、こちらにつきましても、水銀灯に代わるようなものというふうなことで、今後、大谷公園につきまして、体育館の修理等も長寿命化の中で進めることとなりますので、そういった部分の中で、必要度に応じて調査をさせていた

だいて、ナイター設備の関係も改修のほうが必要かどうかの判断をしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** それでは、質疑がないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第5 議第33号から日程第9 議第37号まで、工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その9））ほか4件については委員会付託を省略し、直ちに討論を行い、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

日程第3 議第31号から日程第9 議第37号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか6件について、討論ありませんか。4番、加藤和幸君。

**4番（加藤和幸君）** 私からは、議第36号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに関わって、反対の立場から討論をいたします。

議第36号は、昨年8月10日に人事院が国家公務員の一時金の期末手当分の支給月数を昨年6月当時の1.275月分から、12月期の減額を経て、今年6月期から1.20月分とするよう国会と内閣に勧告した、このことに伴うものと考えられます。

この勧告は、国家公務員の一時金の年間支給月数が民間事業所の一時金支給月数を0.13月上回っているとして、現在の一時金の年間支給月数4.45月のうち0.15月分を期末手当分から削減するとしたものですが、昨年秋の国会が衆議院選挙絡みの思惑から審議がされなくて、今国会に法案が上程されて、それが4月6日に可決、成立したことで日野町議会にも提案をされたということになります。

コロナ禍によって、日野町においても企業や個人商店などが業績を低下させているというふうに言われていますが、内需主導経済への転換が求められている中で地方公務員の賃金を引き下げるとは、消費税増税や新型コロナで冷え込んでいる地方経済の冷え込みを一層助長するものであります。

また、町職員はコロナ危機の中でワクチン接種や商工業振興など、従来にも増して過大な業務をこなしているものであり、この時期に一時金の引下げを行うことは、その労苦に報いることになりません。

さらに、今回の措置には、公務員給与法の改定が遅れたことによって、12月分の

期末手当から減額されていた相当分を今年6月の期末手当で減額するということが含まれていて、12月期分と併せて今年6月期分を一気に減額することになります。これは、労働者にとって不利益となる給与改定は遡って適用されないとする不利益遡及の禁止原則に反するものであります。今回の場合、国会での給与法改定の遅れにより二重の不利益遡及であり、容認できるものではありません。また、この減額は今年3月退職の職員には適用されないなど、現役職員にのみ負担を課すという不公平なものにもなっています。

公務員給与法の改定が遅れたことは公務員労働者の責任ではなくて、ひとえに自公政権の都合によるものであり、そのツケを公務員労働者に負わせるなど、到底許されるものではありません。

以上によって、議第36号に反対するものであります。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論はありませんか。

6番、後藤勇樹君。

**6番（後藤勇樹君）** それでは私からは、今回の議案につきまして、賛成の立場からの討論をさせていただきたいと思います。特に、今ほど共産党の加藤議員さんのほうから問題とされました議第36号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対して、中心的に賛成の討論をさせていただきたいと思います。

今、加藤議員の討論の中で、昨年の衆議院選挙に絡んだ思惑として先送りされたというふうに断定しておっしゃられましたけれども、これまでも共産党議員さんは、討論の場でも憶測を断定で物を持ってきておられますので、その姿勢に対して非常に疑問を持っておりますし、これはおかしいのではないかと思いますけど、今回もそのとおりでして、そのようなことが国会で、「これは選挙を狙った思惑で」とはっきり答弁されたわけでもございませんし、そのように述べられたことも一度もないと思います。これはあくまで共産党さん、あるいは加藤議員が思っているように、それこそ憶測、思惑ではないかというふうに感じます。それを断定で物言うことは非常に問題があると私は思います。

また、最後の部分でも今、「自公政権の都合による」とはっきり言われましたけれども、そのようなことが何か国会から、あるいは政府から発表されましたでしょうか。「そのように感じた」とおっしゃるならまだ分かります。けれども、全てこれ憶測を、断定で物をおっしゃっていらっしゃいます。

今回の議第36号について、全く私も疑問を持っていないわけではありません。このことはお話ししておこうと思います。今、加藤議員さんも、先ほど質疑の中で池元議員さんも、両共産党議員さんがおっしゃられたように、退職された方がこの範疇に入っていないというのは、これは非常に大きな問題であると私も感じておりま

す。ですけれども、コロナによって経済的ないろんな損失を得て、非常に生活苦であることは公務員さんも一緒に、その中で賞与を下げるということについて問題があるというふうにおっしゃいましたけれども、やはり公務員さんというのは、我々も含めて、住民さんの模範となるべき者でありますので、住民さんが困っていらっしゃるときに、そしたら職員さん、あるいは議員が全く賞与をいつもどおり受け取る、こういう姿勢がそしたら果たして正しいのか、経済を回していくためにそれは致し方のないことなのではないでしょうか。そう思うと、やはりそれもおかしいと思います。

何よりもやはり、疑問点もいろいろありましても、間もなく賞与の時期になりますので、一日も早くこの条例を可決して、スムーズに運営されていくことが一番だと思っておりますし、そのように、今まさに職員の代表のように討論されましたけれども、職員組合のほうからそのような声が町のほうに上がっているのかということ、先ほど総務課長のご答弁の中でも、組合のほうからそのような意見が出ていないということをはっきり伺っておりますので、また、減らした分を何に使うというようなお願いといたしますか、指示といたしますか、そういったものも職員の組合のほうからは上がっていないというふうにも伺っておりますので、これは職員さん、あるいは組合の方も納得していらっしゃる上での措置だと思っております。なので、私たちがあえて反対する必要はないと思いますので、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論ございませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま議第36号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論がございました。

お諮りいたします。ただいまの議第36号を除く議第31号から議第35号までおよび議第37号、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか5件については、別に反対討論がありませんので一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、一括採決いたします。

議第31号から議第32号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか1件について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第31号から議第32号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか1件については、原案のとおり承認することに決しました。

次に、議第33号から議第35号までおよび議第37号、工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その9））ほか3件について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第33号から議第35号までおよび議第37号、工事請負契約について（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その9））ほか3件については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第36号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案については、原案のとおり決することに賛成の職員  
の起立を求めます。

－起立多数－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立多数であります。よって、議第36号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

**町長（堀江和博君）** 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本日の臨時議会の議案7件につきまして慎重なるご審議を賜り、提案どおり可決、ご承認を頂きましたことに厚く御礼を申し上げます。

令和4年度は第6次日野町総合計画実施2年目となります。地方自治体をめぐる状況は大変厳しいものがございますが、各種施策を实らせ、町の目指すべき将来像「時代の変化に対応し だれもが輝き ともに創るまち“日野”」の実現に向けて、皆様と共に町政を進めてまいりたいと考えております。

また、適正な行財政運営に努め、持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。議員各位のご支援とご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位におかれましては公私ともご多用のことと存じますが、健康には十分ご留意を頂きまして、議員活動はもちろんのこと、各方面でのご活躍を心からご期待を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** 以上をもちまして本日の会議を閉じ、令和4年日野町議会第3回臨時会を閉会いたします。

一同起立、礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご苦労さまでした。

－閉会 11時36分－

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 加藤 和幸

署名議員 中西 佳子